平成２１年（フ）第９２号
茨城県龍ケ崎市若柴町2970番地６　プランドール竜ケ崎Ｃ棟103号室
債務者　渡邉　道子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
茨城県取手市井野917番地
債務者　染谷都々子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
茨城県稲敷市稲波471番地３
債務者　梁川　和子（旧姓田子島屋）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
茨城県取手市井野台３丁目28番19号
債務者　堀越まち子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
茨城県稲敷市江戸崎甲512番地１　後藤住宅Ｂ棟
債務者　関根　靖子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
茨城県常総市中山町86番地８
債務者　小暮　和彦
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３７号
茨城県常総市中山町86番地８
債務者　小暮眞佐江
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３８号
茨城県古河市松並２丁目７番18号、前住所茨城県古河市鴻巣443番地７
債務者　増**滿**　とく
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３９号
茨城県古河市松並２丁目７番18号、前住所茨城県古河市鴻巣443番地７
債務者　増満　和人
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４３号
茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋5101番地18、前住所埼玉県幸手市南３丁目11番15号
債務者　味水　利光
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４４号
茨城県筑西市茂田1848番地15
債務者　蛭田　千晶（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５１号
茨城県筑西市島79番地８
債務者　津久井八十吉
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６１号
茨城県筑西市海老ヶ島545番地３
債務者　川島　正悟
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５６号
千葉県松戸市松戸2305番地の９小川ハイツ103号
債務者　村上　和哉
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７２号
千葉県柏市東３丁目６番８号　正和ハウス202号
債務者　間根山貞子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４９５号
千葉県柏市篠籠田969番地１今泉コーポ201号
債務者　小向　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３７号
富山県高岡市中川上町３番33号
債務者　干場　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１５７号
富山県高岡市角279番地　フレグランス角Ｃ棟110号
債務者　清水　正邦
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
富山地方裁判所高岡支部